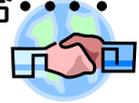


東北関東大震災において、事業者として義援金を支出する場合・・・



→ 税務上のメリットが受けられます

① 個人事業者が支出する寄附金

寄付金控除の対象となります。

(所得金額の40%又は寄附金の額のいずれか少ない方の金額から2千円を控除した金額を所得から控除します)

② 法人が支出する寄附金

全額が損金算入の対象となります。

個人又は法人が、災害に際して、募金団体（日本赤十字、各種報道機関、その他団体等）に義援金等を寄付する場合でも、その義援金等が最終的に国、地方公共団体に拠出されるものであることを税務署が確認できれば、「国等に対する寄附金」として、上記の税法上の特典をうけることができます。 ただし・・・

「寄附金控除」の適用を受けるためには、確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を寄付したことが確認できる書類を添付するなどの手続きが必要です。

よって・・・

① 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附の場合

郵便局での郵便振替 → 窓口で受け取った半券（受領証）を保管してください
金融機関での振込 → 振込依頼書等を保管してください

※HPから事前の登録により領収書も発行してもらえますが税務上は不要です
詳細は・・・日本赤十字社 HP <http://www.jrc.or.jp/>

② 各種報道機関、団体等が行う義援金の募集に支出する場合

その義援金が災害に際し、最終的に国、地方公共団体に拠出されることをご確認の上、できる限り（今回特別に開設されている）専用の義援金口座に銀行振込にて行い、①同様振込依頼書などを保管してください。

③ 現金による支出については・・・

②同様、その義援金が災害に際し、最終的に国、地方公共団体に拠出されることをご確認の上（確認の困難なものについては極力避けてください）、領収書を発行してもらってください。

※各団体への支出のしかた、領収書の発行の有無などは直接各団体等へお問い合わせください。

その他 詳細は・・・国税庁 HP <http://www.nta.go.jp/> をご覧ください